



## 集合住宅を建築される建築主の方へのお願い

府中警察署と犯罪の防止のための設備について協議をお願いします。

府中市市民生活の安全確保に関する条例第6条の規定に基づき11戸以上の集合住宅を建築する場合、犯罪の防止のための設備について、警察と協議することとなっています。

○府中市市民生活の安全確保に関する条例

当該条項（指導）

第6条 市長は、府中市まちづくり条例（平成15年9月府中市条例第18号）第17条第1項第4号に規定する集合住宅（注1）を建築しようとする建築主に対し、犯罪の防止のための設備について、警察と協議するよう指導するものとする。

（注1）11戸以上の集合住宅

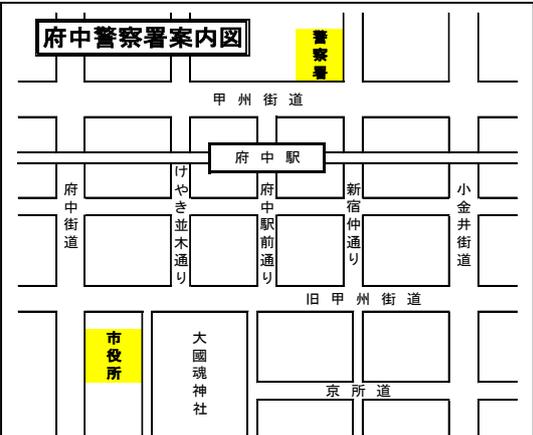
○府中市開発事業に関する指導要綱

当該条項（防犯安全対策）

第42 開発事業者は、集合住宅を建築する場合においては、犯罪の防止のための設備について、府中市市民生活の安全確保に関する条例（平成15年9月府中市条例第17号）の規定に基づき、府中警察署と協議するものとする。

### 犯罪防止の主な設備

- 1 防犯カメラ（共用メールコーナー、エレベーターホール、エレベーター内、共用廊下、共用階段、避難階段、駐車場、自転車・オートバイ駐車場、通路、児童遊園、広場、緑地等）
- 2 共用出入口のオートロックシステム、インターホン、自動施錠機能付錠等
- 3 照明（共用メールコーナー、エレベーターホール、エレベーター内、共用廊下、共用階段、避難階段、駐車場、自転車・オートバイ駐車場、通路、児童遊園、広場、緑地等）
- 4 エレベーター内部の設備（窓、モニター、防犯ベル等）
- 5 住戸内部の設備（防犯錠、補助錠、ドアスコープ、ドアチェーン、管理人室との通話装置、非常押しボタン）

	<p>府中警察署生活安全課防犯係(5階)</p> <p>〒183-0055 府中市府中町 1-10-5</p> <p>☎042-360-0110 FAX042-364-0110</p> <p>府中市生活環境部地域安全対策課(3階)</p> <p>〒183-8703 府中市宮西町 2-24</p> <p>☎042-335-4069 FAX042-336-8674</p>
---	---